



もしも、これが あなただったら…

もしもに備えていますか？



高額な賠償金の請求!?



自転車事故はおよそ8分*に1件ものペースで発生しているんじゃ。過去の自転車事故には、事故を起こした加害者(小学生)の母親が9,500万円もの賠償金を支払うよう命じられた事例もあるんじゃ。

他人事ではないわね…だから、首都圏を中心に**自転車保険の加入を義務づける自治体**が増えているのね。



東京都自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例における自転車保険の加入義務

POINT 1

自身が加害者となった場合の備えがあるか？

自転車利用中の対人賠償事故に備える保険等(例:個人賠償責任補償付きの保険)に加入するよう定められています。

POINT 2

自転車に乗る全員が補償されているか？

年齢を問わず自転車に乗るすべての方に加入が義務づけられています。未成年の場合は、その保護者に加入することを義務づけています。

※ 一般社団法人日本損害保険協会「自転車事故の実態と備え 2025年8月版」より



自転車保険選びのポイント 詳しくは裏面で! ➡



、保険料だけではない / 自転車保険選びの4つのポイント

POINT 1 個人賠償責任補償は1億円を超えるものを

過去、自転車でぶつかった相手が意識不明となり約9,500万円の賠償責任を負うことになる事例がありました。高額な賠償を求められる事故は、決して他人事ではありません。個人賠償責任補償は、1億円を超えるものを選ぶと安心です。

■自転車での加害事故例

判決認容額※	事故の概要
9,521万円	男子小学生(11歳)が夜間、帰宅途中に自転車で走行中、歩道と車道の区別のない道路において歩行中の女性(62歳)と正面衝突。女性は頭蓋骨骨折等の傷害を負い、意識が戻らない状態となった。 (神戸地方裁判所、2013年7月4日判決)
9,330万円	男子高校生が、夜間、イヤホンで音楽を聞きながら無灯火で自転車を運転中に、パトカーの追跡を受けて逃走し、職務質問中の警察官(25歳)と衝突。警察官は、頭蓋骨骨折等で約2か月後に死亡した。 (高松高等裁判所、2020年7月22日判決)
6,779万円	男性が夕方、ペットボトルを片手に下り坂をスピードを落とさず走りし交差点に進入、横断歩道を横断中の女性(38歳)と衝突。女性は脳挫傷等で3日後に死亡した。 (東京地方裁判所、2003年9月30日判決)

※判決認容額とは、上記裁判における判決文で加害者が支払いを命じられた金額です(金額は概算額)。上記裁判後の上訴等により、加害者が実際に支払う金額とは異なる可能性があります。 出典：一般社団法人日本損害保険協会発行 「2025年8月版 知っていますか?自転車の事故～安全な乗り方と事故への備え～」

POINT 2 自転車事故以外の交通事故の補償も

自転車に乗っていないときに交通事故に遭ってしまった場合でもご自身のケガを補償する保険もあります。相手への賠償だけでなく、ケガへの備えもあると安心です。補償されるのは入院・通院のどちらかなども、チェックしておきましょう。

POINT 3 示談代行サービスがついたものを

賠償事故を起こし加害者となってしまった場合に、お客さまに代わって、保険会社が相手側と解決に向けて交渉するサービスです。示談交渉は難しいだけでなく、心理的な負担にもなります。示談代行サービスがついているものだと安心です。

POINT 4 個人で乗るか、家族で乗るか

自転車に乗る本人のみを補償するタイプの保険もあれば、本人だけでなく家族全員を補償するタイプの保険もあります。自転車に乗る家族の人数が多い場合は、保険料がお得になることも。

⚠️ 自転車保険の月々の保険料はコーヒー1杯分程度から。

手ごろな保険料で大きな安心が得られますので、しっかり自分に合ったものを選びましょう!



この啓発物は東京都との「自転車の安全利用の促進に関する協定」に基づき、au損害保険株式会社が作成しております。



東京都



au 損保

